

## 議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成 28 年 3 月 25 日
開会時刻	午前 10 時 00 分
閉会時刻	午後 0 時 13 分
出席委員名	◎工村一三    ○野崎隆太    上村和生    楠木宏彦
	福井輝夫    辻 孝記
欠席委員名	なし
署名者	上村和生    楠木宏彦
担当書記	伊藤 亨
協議案件	1 平成 28 年 3 月定例会の振り返り
	2 予算・決算審査のあり方
	3 議会基本条例骨子案について
	4 追加検討項目（A及びC）について
	5 次回の会議について
説明者	

開会 午前10時00分

◎工村一三委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1番目といたしまして、「平成28年3月定例会の振り返り」ということで、皆さん何か思ったこと感じたことがあれば、お願いしたいと思います。

2番目といたしまして、「予算・決算審査のあり方」ということで、ことし9月の決算に向けまして御協議をお願いしたいと思います。

3番目といたしまして、「議会基本条例骨子案について」ということで、骨子案の「15 政務活動」について、前回に引き続き御協議をお願いいたします。

また、「22 他の条例との関係」「23 見直し手続き」につきましても御協議をお願いしたいと思います。

4番目といたしまして、「追加検討項目（A及びC）について」ということで、本日は、「⑤本議会質問で使用了「パネル」の議事録への掲載」について御協議を願いたいと思います。

最後に5番目の「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及び協議日程について御協議をお願いいたします。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において上村委員、楠木委員の御両名を指名いたします。

## 【1 平成28年3月定例会の振り返り】

◎工村一三委員長

はじめに、事項書1の「平成28年3月定例会の振り返り」ということで、3月の定例議会で皆さんの思ったこと感じたことがあれば御意見ををお願いしたいと思います。

いかがでしょうか、3月議会、特にございませんか。どうでしょうか。

よろしいですか。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

3月議会なんですが、予算特別委員会が設置されたかと思うんですけども、二つ予算の中でですね、一つ目は、自由討議が、わりと活発に開催をされたことはよかったかなと思うんですけども、委員長の指摘で、こうこうこういう視点をもって、こういう形でしゃべってくださいという形で発言が委員長からあったにもかかわらず、それを、その視点に沿って話をするのができないという光景がちょっとあったのが、病院に関してですけども、基本的には財政シミュレーションの根拠であるとか、建設費のことについて議論をしてくださいという話やったんですけども、建設が必要かどうかの、是か非かの議論は別にもう結構ですというような形であったにもかかわらず、それが続いたことは非常に残念だったかなというのが1点と、もう一つは、何名かからも、よそからも指摘はされておりましたけども、予算の委員会の中で、これはもうたびたび指摘をされておることですけども、最初から最後まで文書も持って読み合っような光景がちょっと見受けられるんじゃないかということを、私、委員でしたけれども、委員外の方からも御指摘をいただきましたので、ちょっとそのあたりはやっぱりもう少し適切にするべきではないかなと思います。

◎工村一三委員長

ほかにございませんでしょうか。

この件につきまして、今、副委員長からでました意見について、いかがでしょうか。

まず、自由討議のあり方につきまして、委員に出られとった方もいらっしゃいますので。

福井委員。

○福井輝夫委員

確かに、副委員長言われるように、そのときの委員長が、意見のほうについて、必要、必要でないは、もう決まっておることだから、それ以外のことの、いろんな予算の面とかその辺についてというふうな指摘はありました。

その中で、討論の話の中で、それ必要ですということが終わった人もおるんだと思います。それは、その人の意見がそのまま、何と言うかな、強い意見があった、思いがあったもんで、それが出たのかとは思いますが、確かにそれ以降、もっと発展した意見をしていただきたいなというふうには私も思いましたが、個々の発言ですのでね、その人に、いかんやろと私も言いにくいところもありますし、そういう意味では、今、野崎副委員長が言われるように、その辺をもう少しね、内容を分析して言っていただいたら、なおさらよかったのかなと思いますけど、私はこれくらいしか言えませんがね。

#### ◎工村一三委員長

ほかの方、よろしいですか。

それと、2番目の、これちょうど予算の時に、議会運営委員会の委員長から文書が配られた内容の一部にも、この当局との読み合わせみたいなことがあったらいかんじゃないかというふうな内容もありましたので、この件につきましては、また議運の委員長のほうにお話をしていくということによろしいでしょうか。対処の仕方としまして。

特に、このことについて自分が感じられたことがありましたら、委員の方で、特になかったですか。

読み合わせというか、打ち合わせの中で出てきて、そのまま一般質問のような形になったというような内容的なことも感じたことは感じたところもありましたんですけど。副委員長が言われるように。

これ、対応、どうしますか。

振り返りということですので、議事録のほうにこれを残していくということで対応をお願いしたいというふうに思います。

また、自分の会派へ帰りましたら、その点、この特別委員会の中で話があったというこ

とだけお伝えいただいて、なるべくこういうことがないように、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでよろしいでしょうか、この件につきましては。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、「平成28年3月定例会の振り返り」ということにつきましては、これで終わります。

## 【2 予算・決算審査のあり方】

◎工村一三委員長

次に、事項書2の「予算・決算審査のあり方」を議題といたします。

本件につきましては、平成26年8月8日の特別委員会におきまして、議長、監査委員を除く全議員に二つのグループに分けて交互に委員になるということを確認しております。この方式によりまして、今までにAグループ、Bグループが1回ずつ予算審査及び決算審査を行ってきたところでございます。

具体的検討項目といたしましては、常任委員会を単位とした分科会方式でとか、ドント方式を軸にした旧来の、前のやり方の方式も含めて、継続して検討するという事になっております。

これは、議会改革特別委員会の中の具体的検討項目ということで、今現在、一部検討をしたところもございますけど、まだ検討課題として残っているものでございます。継続して検討するという事になっております。

9月には決算審査が控えておりますので、今後の「予算・決算審査のあり方」について御協議を願います。

この9月で、またAグループ、Bグループでやるのかということも含めて御検討を願

いしたいと思います。

いかがでしょうか。

あと来年1年で改選ということになるんですけど、その辺も含めて、この9月の決算を今までどおりAグループ、Bグループでやっていくのかと。これ基本的には、議会基本条例の中身も変えていかないと、もしこの内容が変わるということになったら、ちょっとさかのぼって変えていかないとということになりますんですけど、その辺も含めまして御議論をお願いしたいと思います。

ちょっと、議長が出られた会派、監査委員が出られた会派で、入れかえということで、ちょっと今、内容的には変わってきるところもあるんですけど、基本的には、決算でやられた方が予算に、決算で審査された方が次の予算を審査するという基本的なルールの考え方のもとで、この方々をちょうど2年やりましたんですけど、次の決算をどうするかということについて御発言がございましたら。いかがでしょうか。

辻委員。

#### ○辻 孝記委員

提案というか、考え方を確認したいと思うんですね。前回、この2年間ですけども、予算、決算、Aグループ、Bグループ、分けたわけですけども、一つの反省点としては、スタート時点がちょっとまずかったかなと。要するに、9月の決算から始まったということで、役選の関係もあって、いろいろとややこしくなってしまったというのが一つあるのかなと。

そういう反省を踏まえますと、予算から始めることで、考えていかなければいけないのかなと、一つあります。今回のAグループ、Bグループの分け方としてはですけども。

そういった意味から考えると、役選の段階である程度わかるようにしておくべき。先ほどもあったように、議長、監査委員は外すという形の中でやっていくなれば、役選の中で、1年間、議長、監査委員があるわけですので、その方々は外すというふうに次回をすれば、この予算、決算をそれぞれどちらかに入っていただくという方法をとればよかったのかな

と。グループ分けというよりも、年々で予算と決算どちらをとるかというのをそれぞれの会派で考えていただいて、偶数会派であれば、きちっと割れますからいいですけど、奇数会派の場合はどうしても、どちらか片一方に偏るわけですので、その辺も含めてやっていただけたらというふうに思うんです。

あとは、以前から話があった分科会方式というのもありますけども、これ今からやるとなると大変なのかなというふうには思います。今回の9月の決算をどうするかということは、ちょっと皆さんといろいろ議論していきたいなというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

#### ◎工村一三委員長

そうしますと、反省点として、9月に決算があって、それから始めましたということで、その時にまだ正副議長は現行の正副議長でやったわけですね。それで12月に変わったと。その変わったところにつきましては各派で調整していただいたということについて、ちょっと私も理解できませんでして、その辺の反省点の。

#### ○辻 孝記委員

あのね、今回2年間やってきて、Aグループ、Bグループと分けたわけですけど、僕は基本的には1年を単位にして、任期が今現在、役選の関係で1年になってますので、これはまあ内々の話ですけど、なってますので、その辺のところで、大体1年を考えると予算、決算、1回ずつしかないわけですね。

1年やっていく中では、議長、監査委員を外すということで、スタート時点を予算から始めれば予算と決算と、要するに役選が12月なので、うちの場合は。またぐから、ややこしくなるので、Aグループ、Bグループという分け方で予算、決算、要するに決算をやったところが予算をすとか、そういう考え方もありますけども、それはそれぞれの会派で考えるべきことであって、全体的には、予算ばかりやられる方があっても僕はいいと思いますし、決算ばかりやる方がおっても僕はいいと思うんですね。その辺はそれぞ

れの会派で調整されたたいいのかなというふうに思っていますので。

◎工村一三委員長

旧のドント方式的な考え方に近くなるということですか。

○辻 孝記委員

前のドント方式でいきますと、ドントは出られない会派がでできます。要するに1人会派の場合は出られないということと、多数会派に関しては、同じ人が何回も出てくるといふ議論が過去にあったかと思えますね。その辺のところを踏まえると、皆さんに参加していただきたいということを考えたら、どちらかに入っていただきたいというのがあったかと思えます。今までの議論の中には。それを踏まえたら、そういう分け方をしたほうがいいのかなというふうに、私は思います。

◎工村一三委員長

ほかに。

まあ、次回のことについては、今度の決算については今から話をすることですね。

ほかに、どうでしょうか。このままで、この9月、決算いくのかどうかということなんですけど。

楠木委員、どうでしょうか。

○楠木宏彦委員

ドント方式でなくてね、今、辻委員がおっしゃたように、やっぱり、それぞれ皆さんが参加できるような形で、二つのグループに分けるといふやり方はそれでいいと思うんです。

二つのグループに分けてですね、自分の審査した予算の決算のときに、またもう一度出るという、そういう形になっていると思うんだけど、そこについても、さっき辻委員が、それは会派に任せればいいんじゃないかという話なんですけど、それもそういうこと

かなと思います。

だから、これはやはり基本的には会派で調整することなんだと思うので、それぞれの会派から何人というような形で決めて二つに分けると。今のやり方でそれはいいんだと思います。

一つ、やはり分科会方式といいますかですね、常任委員会を中心にして分けるというようなこともあると思うんだけど、これについてはすごく難しいかなというように思うんですね。今すぐなにができるというわけでもないと思うので、これまでの審査、それから、今後のこの決算、予算というようなことを反省するときにですね、こういう視点をもって、もし、この分科会方式という方向が可能なのかどうなのか。そういう方向のほうがいいのか、どうなのか、そんなことを含めて、そこら辺を視点に入れながら振り返りつつ議論を深めていくというようなことで、そういう方向に向けていけるのかどうかということも含めて議論をしていく必要があるのかなというふうに思います。

だから、すぐにこれはできることじゃないので、実際にこれまでのやり方であと1回、2回やりながら、そういう可能性を検討していくといいますかね、そういうことになるんじゃないかと思います。

#### ◎工村一三委員長

上村委員。

#### ○上村和生委員

少し、ちょっとお尋ねというか、今までの経過を含めて、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

まず、私たち、1番最初の任期のときの1番最初に当たるのは予算だと思いましたがけども、そのときにはドント方式なり何なりということで、何も論議されない中で立ち上げたと思うんです。その次の決算から、1年間の決算、予算でA、Bつくってやっていきましたよということ、今2年間過ぎましたと、1回、2回と、A、Bといったということで、

私の認識の中では、このA、Bがこの4年間のうちは、いけるとこまでいくんだというような認識をしておったんですけど、そこら辺は決まってないということなんですか。

この1回、一遍、A、Bが担当したら、そこでもう一度、この予算、決算の特別委員会については論議をしようということになっとったわけなんですか。

今回、もう一旦回ったので、新たにどうしようという論議だということ。

先ほど、辻委員のほうからも言われましたけれど、予算から始まるべきものなのか、ちょっと決算のほうで始まるのがいいのかというのはちょっと微妙なところがあるのかなど。実際、予算から、私たちの任期、今のところは予算から始まる任期になってますんで、その辺はうまいこと2回ずつというようなことに、なかなかならんのが事実、予算から始まらへんとならんのかなと思います。

実際、決算を見て、予算を組む、次の予算に反映するというのが一番いいのかもわかりませんが、事実上そういう期になってないのだと思うんです。予算というのは結局、その決算が出てくるのは、次のときになりますよね。その自分たちが審議した予算の決算というところ。

今回、28年度の予算を私たち特別委員会で論議をしました。審議をしました。でも、この9月の審議は27年度になるわけですね。ですから、直接自分たちが予算として審議をしたものが、そのまま決算のほうで出てくるわけ、1年遅れで出てくるわけですね。そのつながりというと、ちょっとないのかな。今の決算から審議をして予算とするのが流れ的にはいいのかなというふうに思うわけなんですけども、期の加減でこうなるとということがあるんで。

もう一つ聞きお聞きをしたいというか、これは、今回はこういう決算から始まって予算というような、まあ1回目は別のやり口で、これを今回の中で、今の論議の中でカチッとしたものを、例えば、次の私たちの、もしもあれするんやったら、次の4年、来年か、新体制のときのことまで考えてつくって、考えていこうという論議をしとるのか、次の9月の決算のときだけのことを論議を、この期のことだけを論議をしとるのか、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせを。

◎工村一三委員長

本日の議事の内容としましては、今回、この9月と、来年の2回ということを取りあえず頭において（「おいて論議をしとると」と呼ぶ者あり）そうです。

この次の新体制については、新体制に移るまでの間に、どの方法がいいかというのは、ここで議論せないかなというふうに考えております。

つなげるようなことがあれば非常にいいと思いますけどね、この議論の中で。

○上村和生委員

なかなか、その辺のね、難しいあれがあると思うので。

私は、今の方式、今回、A、Bいったんで、またAにいけばいいのかなと、流れとしてはいいのかなというふうに思いますし、最後の部分については、もう一度、一番最初もドント方式なり何なりというようなやり口をやったのであれば、そのときに考えてもいいのかなと思うんですけども、今回としてはもう一回、Aチームのほうがやられるというふうな形でもいいのかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

◎工村一三委員

休憩を解いて再開します。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

先ほどの補足でございますけども、ここで、例えば、大きく、予算、決算の審査の方式を変更する、もしくは、この方式でいきましょうという形で決まるのであれば、ある程度、議会基本条例との整合性というのはでてくると思います。今話をして。

そういった意味では、議会基本条例を上程をするにあたって、どの方式で予算、決算特別委員会を想定していくというのは、やっていかなければいけない話ですので、何と言ったらいいかな、全く先のことを考えずに議論をしていいかという、そうではないという形で理解をいただければ。

特に分科会方式を、例えば、してしまって、常任委員会別に分ける分科会方式にしようということで、ここで結論が出るのであれば、それは当然、条例反映をして、次回以降も含めて全て残ってくるような形のものだというふうに認識いただければと思います。

◎工村一三委員長

当面、どうでしょうか。この9月の決算委員会につきましては、現状の方式でいくという考え方で。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

2回か、2年間、この形でやってみてですね、先ほど、9月からという話はこの中でも、議論の中では先ほど上村委員がおっしゃっていただいたとおり、決算をして、その決算の結果が予算に反映をされておるかという確認が一つとですね、先ほど、あともう一つ、自分たちの審議した予算を決算としてもう一度見直すのが筋ではないかということで、決算から始まっているというのが、この議会改革の中ではその形で議論が進んできたのは上村委員がおっしゃったとおりでございます。

その中で、現行の方法での問題でございますけども、一つあるのがですね、私は以前から感じておるんですけども、慣例として、あくまでも慣例としてですけども、伊勢の市議

会では副議長も質問を一般質問はされてないと思います。議案質疑も含めてですね。でもその予算、決算の特別委員会に現状では入っておる状況でございます。なぜ慣例としてやらないのかというのは、事前に審査を受けて、レクチャーを受けた上でですね、ある程度その、そもそも議長、副議長が認めたものが、本来は議題として上がって来ておるといような形の中でやっておるから、慣例としてそういう形になってるとというのが私の認識なんですけども、この予算と決算の中に副議長が入られておるといのは、今の時点で若干、僕は違和感を、以前のドント方式であれば副議長をされておる方はもうすべて抜けておったように僕は記憶しております。

この監査委員と、あと議長さんが入れかわりの中で、先ほど辻委員がおっしゃっていた問題のところですけど、入れかわりの中で、正直なところ、わかりにくい。今の方式は。

その会派の中での調整になっておるのか、それとも、よその会派から引っ張ってきていいのかということも含めて、人数割りの話も含めて、非常にわかりにくいし、そのたびに調整をしとるのが現状です。各派の中で、こうしてください、ああしてくださいという形で、あまり仕組みとしては、現状のやつはきれいじゃないかなと、やってみた結果ですけども、本音を言うと私は思っております。まだドント方式のほうが、僕はきれいだったかなと。

分科会方式というのは、ちょっと時間的にもなかなか難しいものがあると思いますし、もともと、僕はドント方式で構わないと、この伊勢の程度の予算であれば、ドント方式ないしは今の現状の方式で審査は十分可能であるというふうな形で思っておりますので、分科会方式の必要性はあまり感じておりませんが、私は旧来のドント方式のほうが、会派の中で調整できるというのもあるんですけども、適切ではないかなと思っております。

その中で、1人会派に配慮をしようというのであれば、各派の中で1人会派への配慮を決めていただければ結構な話で、先ほど、選出の委員をどうするかというのは会派の中でという話もありましたけども、それも含めて、グループ分けと言うよりは、当然グループ分けをした結果、会派から抜けられるというケースも今議会もありましたし、やはりドン

ト方式に戻すべきじゃないかなと思っております。

◎工村一三委員長

その意見につきまして、楠木委員どうですか。

○楠木宏彦委員

ドント方式というと、定数としてはどうなんですか。

◎工村一三委員長

ドント方式ですと、定数は、これはもう決まっておりますので、13名。それを会派の人数に合わせて人数を決めていくと。だから、7人おるところが、28分の7にしますと何人という数字が出ます。13人を決めてありますから。だから逆に、その方式でやると1人会派の人は入れないという可能性はでてくる、計算上、可能性はあると思います。

今までは、1人会派の方、あるいは会派と認められない2人会派の方も、ドント方式の中には入れずに、予算委員会、決算委員会に出ておられなかったというのが現状でしたんですけど。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

逆に、大きな会派の場合ですと、予算にも決算にも、どちらにもずうっと出続けるという方がいらっしゃるということですか。

◎工村一三委員長

まあ、その会派内の調整ですけど。

○楠木宏彦委員

やはり、皆さんが議論に参加できるというような形がふさわしいとは思っているので、あまり、そのドント方式はどうかというふうには思います。

その形式がきれいとかきたないとかという問題よりも、やはり、そういう皆さんが発言できる機会が保証されるほうがもっと重要な問題だと思いますので、それをやっぱり優先させれば、技術的にちょっと面倒なことがあったとしても、それはやはり、いわば民主主義の代償として考えていくべきなんで、今のようない形で進めるべきだと思いますけどね。

#### ◎工村一三委員長

副委員長のおっしゃるのは、各派のほうで、1人会派、2人会派も必ず入っていただくという考え方のうえにおいたドント方式という、今、提案をされておりますので、その辺も含めて。

辻委員。

#### ○辻 孝記委員

先ほどの、そのドントの中でね、1人会派の場合は入れないということで、各派で決めたらよろしいやんかという副委員長の話やったんですけど、なかなかそれは、簡単に言うと、そういうことをするとドント方式という意味が全然ないというふうに思います。

それは申し訳ないけどきっぱりと切っていかなければですね、そうしたら1人会派やったら常にいいのかという話になってきますので、そういうものではないのかなというふうに。でないと、会派の考え方も全部変わってきますから、そこも考えていかないといけません。

僕が心配しているのは、さっき言うたように、任期の関係もありますので、前期のときにこの議論があったのは、全議員に、やっぱり予算、決算どこかで出てもらうほうがいいんじゃないかと。1人会派の場合はもう絶対出れないという状態になりますので、それはどうなのかということを考えていたわけでして、ですから、分科会方式とかも議論されてきたというふうに私は理解してまして、予算、決算の取り組みの方法も基本的にはうち

の会派でもずっとやってきたことだったんですけども、そういうふうにやろうというふうに決めていただいたものですかいいんですけど、ただスタートがまずかったなあというのは私の感覚なんですね。ですから、今回しっかりと見直して、スタートをきちっと決めるとか、やっていかないといけないのかなと。

先ほど、上村委員が言われたように、今期はそのまま流れていくというのも、ひとつの手だと思います。ただ来期を考えると、しっかりと考えていかないといけないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

いかがでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

先ほど言ったように、やっぱり1人会派であろうが2人であろうが、やはり一つの意見を反映していただくべきやと、私思っているのですが、出られないというのであれば、ちょっとそれは問題があると、今の状態です、出るような感じでしていただいと。

今の方式で、本当に問題があるのかどうか。やっぱり、ここがちょっとおかしいところがあれば、それは微調整せいかんやろけど、特に、今このままでも問題ないんじゃないかなという気はします。

決算から始まって予算。決算のいろいろな部分を予算に反映するという意味では、なんの支障もないような気はするんですけどね。その辺で、今の時点は、特に、いろいろ必要はないんじゃないかなというふうに私は思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

ドント方式で回らない部分に関しては各派で調整するというようなことがありましたけれども、それですと、やっぱり、言わば恩恵的な感じになってくるので、そうじゃなくて、やはり、それぞれが皆さん平等に権利があるんだというね、そういう民主主義のルールとして、やっぱり、それはおかしいかなというふうに思うんです。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど、福井委員が言われたように、決算をやったことを予算に反映させる、それは当然あるんですけども、本来、うちの任期から考えたら、3月、9月になるので、順番からいくとですね、要するに、予算をしたやつをちゃんと自分たちが決算で見ると、渡して決算やって次の予算に反映させるというのが本来の筋だというふうに思っております。だから、なにも間違いと思っておりますけども、スタート時点が違うというのは、僕が言ったのはそこなんです。

だから、任期から考えたら、12月の議会が始まるわけですので、そうすると3月の予算から始まるというふうになりますので、予算をしたものに対して次は、その予算を決算でその審査をすると、ちゃんとやったかどうか決算審査でやるということを言ってるんで、その決算で言ったことが、また予算に反映されるかということをやっ払いこうというのが本来だと僕は思っているし、それを、ただ、1年毎考えたときには議長と監査委員ははずれるというのが基本的なルールなので、その時に、毎年毎年決めていかないとおかしくなりますよねと。要するに、グループ分けしてしまうと、同じグループのところから議長と監査委員が出ることもあるわけですよ。それが、今度は人数が悪くなってくるので、それはまずくなるでしょということですよ。

28人定数なので、14、14で振り分けするわけですよ、Aグループ、Bグループ。でも、13人というのがあるので、それを今度は会派で埋めるということになると、また同じ人が出てくるということがでてくるわけですね。

だから、そういうことではなくて、1年後を考えて、予算、決算をどういうふうに割り振りするか。どちらかにつくと。議長、監査委員を外した方がどちらかにつくというふうにしないと、あとは会派で考えとしないですね、さっき言ったように、議長と監査委員が偏ったときに困るよという話です。

またぐからですね。だから、グループ分けという考え方。Aグループ、Bグループとあって、A、B、B、Aと来ますよね、順番的にいくと。予算、決算の順番からいくとですね。A、B、B、Aというふうに順番に流れていくはずなんですよ。ですよ、事務局、わかります、予算、決算の順番でいくとですね、決算から始まって、A、B、B、Aなんですよ。ですよ、順番的に並べるとですね。

そういう順番でずうっと流れていくわけですので、そういうことをやっていくと、途中で役選で変わってくるので、多少のずれが出てくるものですから、そこをクリアにしておこうと思えば、1年ごと、予算、決算を始めに組むというふうにしないといかんと思うんです。

#### ◎工村一三委員長

そやで、自分がやった予算が自分がやった決算のところに、今の状態ですと入らへんと。

#### ○辻 孝記委員

そういうことも起こりうるということも、やっぱり理解しておかなければいけないですよ。

自分とこの会派で考えて、例えば。

#### ◎工村一三委員長

基本的には、自分とこの会派から2人、議長と監査委員がでましたとした場合、その会派から2人出ていただくと。

○辻 孝記委員

会派というよりはグループ。Aグループ、Bグループの話ですよ、今。

◎工村一三委員長

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時59分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

予算、決算審査につきましては、この9月決算、あるいは、来年の3月予算、決算につきましても現状どおりとしていくと。ただし、先ほどもお話しさせていただきましたように、常任委員会単位とする分科会方式や、あるいは、もう一度、予算を軸にして毎年、委員を見直すという意見も、ただいま休憩中に話がありましたので、その辺も含めまして、今後も検討課題として、具体的検討項目として残しておくということで、今後の検討課題として終わりたいと思います。

それで、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

次に、「議会基本条例骨子案について」を議題とします。その前に、10分間休憩をお願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

ただいまの、予算、決算委員会につきまして、委員会として、改選までは一応現状どおりとすると、また、具体的検討項目の中に現在入っておりますので、常任委員会を単位とした分科会方式とか、先ほど意見が出ました、毎年、委員を見直す等の内容も含めまして、継続して検討していくということで御確認をよろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 【3 議会基本条例骨子案について】

◎工村一三委員長

それでは、次の項目に入ります。

「議会基本条例骨子案について」を議題といたします。

まず、「15 政務活動」について御協議を願います。

前回の会議では、具体的検討項目の「政務活動費（視察研修報告書提出のルール）の見直し」及び追加検討項目の「⑥政務活動費の用途制限見直し」について、あわせて御協議をいただきました。

それで、視察研修報告書提出のルールにつきましては、視察後2週間以内に提出することとし、これを徹底することを御確認いただきました。

また、提出されない場合の罰則につきましては、設けないということにいたしました。

それから、「⑥政務活動費の用途制限見直し」につきましては、副委員長から、伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例では、会派が行う活動と規定されており、これを議員及び会派が行う活動に見直すべきであるという意見がございました。

その点につきましては、議会基本条例の骨子案においても議員及び会派と表現していることも関連するものでございまして、会派へ持ち帰り御議論いただくようお願いさせていただいたものでございます。会派でお話していただいた結果について、御発言をお願いいたします。

この件につきましては、会派で話をされたと思われまますので、御発言をお願いしたいと思います。

この、会派が行う活動と、今の伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例では、会派が行う活動と規定されております。これを、議会基本条例の骨子案にもうたわれておりますように、議員及び会派が行う活動に見直すべきだということについて、持ち帰っていただいたと思いますので御発言をお願いしたいと思います。

議員及び会派とするのか、会派に政務活動費をお渡ししてするのかというお話でしたと思いますので、その辺について。

どうでしょうか。

内容について、ちょっと、この間、議論してもらった内容について、話をさせていただいたと思いますが、この、政務活動費についての内容について、あるいは、支給先と対象経費について、事務局のほうで少し調べていただいたことがございます。市議会議長会の内容について、ちょっと先にそれを頭に入れておいてもらってから話をしたほうがいいと思いますので、事務局、少し説明、あるいは御教示をお願いしたいと思います。

事務局。

資料2を御参照ください。

●山口調査係長

本日、お手元のほうに配付させていただきました資料2のほうを見ていただきたいと思います。

この件に関しまして、今、委員長に言ってもらいました政務活動費の支給先と対象経費についてということで、去る3月18日に全国市議会議長会のほうに確認をさせていただきました内容になっております。

三つ確認させていただきましたので、その旨説明をさせていただきます。

まず一つ目としてですが、政務活動費の交付が会派への支給である以上、経費の充当範囲ですけれども、こちらのほうは当然、会派が行う活動とされるのがしかるべきだということで、この条例規定には問題はございませんということでした。

また、議長への収支報告書の提出についても、私どものこの伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例のほうで、会派の経理責任者が提出することになっておりますので、そのことを踏まえすと、議員個人が個々に使用することは会計管理の面からも想定できず、また、収支報告書との整合が図れないものと思われましてということです。

二つ目としまして、本市議会、会派制ということであるわけですが、会派内の合意形成を得ているのであれば、個々の議員が報告会や広報紙等の発行などの広報広聴活動ですね、こういったものを行っても、現状でもやっていただいております視察や研修を個人が行っていただいとることと同様で、政務活動としての支出は認められるものと考えますということでした。

三つ目としまして、仮に条例で経費の充当範囲が、今現在、会派が行う活動となっておりますけれども、議員個々が行う活動に用途制限があるという解釈をするのであれば、交付対象に議員を加えるといった条例改正が必要であろうという見解でした。以上でございます。

#### ◎工村一三委員長

ありがとうございました。

そういうことですので、今現在、うちの条例としましては、経費の充当範囲は、会派が

行う活動ということで、会派へ交付されております。その中で、この政務活動費という名前が変わりまして緩和されましたので、会派の合意形成を得られるならば個々の議員が活動を行っている政務活動として、正当な支出は認められるものがあるということでございます。

それともう一つは、議員の個々が行う活動に用途制限があるという解釈をするということになってくれば、うちの条例を変える必要が発生してくるということでございますので、現状のまま、各会派で合意形成を得ていただいて、個々の議員が活動を行うということに対しては問題がないということでございますので、その辺を含めて、この政務活動費の支給先と、経費をどういうふうにしていくのか、また、条例を、今ある骨子案を修正するのか、現状どおりいくのかという判断をしていただきたいというふうに思いますので、御発言がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

この骨子案のほうですね、議員及び会派といううたい方をしています。ほかの議会の例を見ますと、議員及び会派という言い方と、会派又は議員という言い方になっておるんですね。この元の根拠法を見ますと、自治法の100条ですか、これの14項に、政務活動費をこの「会派又は議員に対し交付する」というふうに出ているんだけど、この会派又は議員という言い方は、つまり、その議会が会派制をとっているのか、あるいは議員個々で考えるようにしているのかというところの違いがあるものだから、だからこの法律としては各自治体、例えばこちらの自治体では、会派で、こちらは議員でというようなことで、交付してくださいと、交付できますよということで、会派又は議員という言い方になっておるんだと思うんですね。

伊勢市議会の場合は、会派を単位として考えているということになりますから、この政務活動費の交付に関する条例では、会派が行う活動に対して、会派に交付するという形になっているんだと思うんですけども、これはこれで問題はないんだと思います。

この骨子案のほうの、この議員及び会派という表現がちょっと違和感を感じるんですけども、どうなんでしょうかなってことなんですよね。

この、交付は会派宛に交付されると、そういうことですよ、それは会派が行う活動に対して交付されると。けども、会派で行う活動とはいえ、会派の中で合意をしているわけだから、例えば、個人1人が、会派の中の1人の議員が何か活動する場合でも、それは会派の活動に含まれるという解釈になるんだと思うんです。

そうしますと、こここのところは、この議員及び会派っていう言い方がどうなのかなっていうふうを感じるんです。つまり、形式的には政務活動費の条例にあるのと同じように、議員及び会派ではなくて、会派だけに限定したらどうなんでしょうかと思います。

#### ◎工村一三委員長

楠木委員からお話ございましたように、現状の条例でいくということになりますと、議員という言葉を除いたほうがいいんじゃないかという御意見でございます。骨子案の「議員及び」を除いて「会派」という考え方のほうがいいんじゃないかという御意見をいただきましたけど、ほか、ございませんでしょうか。

副委員長。

#### ○野崎隆太副委員長

きょういただいたこの資料2に基づく話を少しさせていただこうかなと思うんですけども、大切なことは、この項目の2番目と3番目ですね、特に3番かな。これが、その用途制限というのがかからないものであるというような形で、伊勢の市議会の中で共通の認識を持てるかどうかというのが、私は重要かなと思っております。

なので、個々の議員が行う活動に対しての用途制限を加えないというような形で、みんなが共通の認識を持てるのであれば、もしくは現状持っているのであれば、この「政務活動」のほうを「会派は」というような形で規定をするのも問題がないかなと思います。

逆に、あれは会派の活動ではないというような形で、個人の活動に制限がかかるような

形であれば、条例のほうを、もしくはこの議会基本条例の骨子の中の「政務活動」の部分のほうを変更する必要があるかなというふうに感じております。なので、その認識をどちらで統一をするかということが一番、この今の中では重要かなと私は思います。

◎工村一三委員長

ほか、御意見ございませんでしょうか。

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど、楠木委員が話されました、骨子案のほうの「議員及び会派は」という部分が、その取り扱いですけども、ほかの自治体を見ておっても、各議会さまざまな書き方がありますけれど、「議員及び会派は」という書き方とですね、「議員は」というところもありましたし、さまざまなんですけど、この辺は、その議会によって考え方が違うのかなというふうには思うんですけど、この辺、例えば横須賀と伊賀などは実際はどんなふうになっているのかというのはおわかりですかね、事務局。

◎工村一三委員長

次長。

●杉原議会事務局次長

例えば、伊賀ですと会派制をしいてはるんですが、議員へ支給になっておりますので、会派へは支給しておりませんので、こういう書き方になっております。

横須賀のほうは、ちょっと承知しておりませんが、各自治体で表現がさまざまなのは、例えば、政務活動費については会派のみへ支給するという場合と、議員と会派へ支給する、政務活動費の、いくらの部分は会派へ支給する、残りのいくらの部分は議員へ支給するという方法もございます。

あと、会派へ支給する場合と、1人会派を会派とみなさないで、その場合は議員へ支給すると、会派と議員へ、二つへ支給しとるという場合、いろんなケースがございますもので、それぞれによって、議会基本条例の規定の仕方が違うというふうに考えております。

ですので、うちの場合は、会派でということを確認をしていただきましたならば、骨子案は「会派が」ということが主語になるということで、「議員」を削っていただくというふうなことになると思います。以上でございます。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

さまざまあろうかと思いますが、その議会によって、さまざまだということでもありますので、当然、伊勢市議会に合わせた骨子案をつくっていかねばいけないと思いますので、先ほどの次長の話で考えても、今、骨子案のほうでは「議員及び会派」となっているけど、今の条例でいうと「会派」にするべきだろうというふうに思います。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

同じく、それでいいんじゃないかと思います。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

資料2にあるように、会派制、所属議員が1人の場合を含むというようなことで、伊勢の場合、1人会派というような呼び方もさせているというようなこともあるんですけども、そういう意味で、会派に支給ということ、1人でも会派として使っていけるということであれば、別に、会派ということでもいいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

そうしますと、先ほど副委員長から意見がございました、伊勢市の市議会が、この件について、用途制限があるという解釈であればというところ、この会派内の合意形成というところにつきましても、本当に認識してるのかどうかということにつきましては、何か、各会派に、あるいは文書か何かで、こういうふうな資料でもいいんですけど、各委員さんから渡していただくとか、統一していただく考え方を認識してもらおうという手法というか、その辺があつたら、よりいいんじゃないかなというふうにも考えますんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

ここまで政務活動費の内容について、各会派の方が会派内でわかつとるかどうかということもちょっと心配だなということもあるということですね。

また、この資料等も会派の方に渡していただいて認識してもらおうということによろしいでしょうか。

どうでしょうか、副委員長。

○野崎隆太副委員長

原則、各会派の中で認めていただければ、個々の活動も含めて、広報を行う報告会であるとか、もしくは個々が発行する広報紙等も含めて認めていただける方向なら問題はないかなと思います。認めていただける方向での確認ということであれば問題ないかなと思います。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

1人の会派ということでした場合に、会派で認められた支出という中に、1人しかいないんだから、その1人で、これならいいと思ったらそれでおるといふふうになってしまうこともあるんでね。だから、どういう部分に支出していいかどうかというのは、全体の中で、ある程度、こういうのはやめたほうがいいやろとかいう部分については、ある程度議論していく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。

それが、国全体中でのこの支給、与えられている支給の中に入っとる項目であれば、それはそれでいいと思うんですよね。政務活動費として、こういう部分に使えるというようなのに入っとるんだったらいいんだけど、それを逸脱した使い方がもしあったとして、自分1人会派で、自分、これ会派の支出だというふうに決めて出すんだというので、ちょっとこれ、おかしなのがあったらいかんので、そういう部分については、ある程度、支給の申請があったときに、事務局もそれは見ると思いますんでね。ちょっとこれおかしいぞと。これはちょっとやめたほうがいいんじゃないかというのがあればですね、やはりそれは、事務局のほうの意見を何かの、例えば議会運営委員会とか何かのところで、一度諮るとか、そういう必要もあるんかなと思いますけどね。

何もかもが1人で決定してしまうというのは問題がある気がします。

◎工村一三委員長

政務活動費につきましては、申請書を出していただいて、議長判断になりますので。

○福井輝夫委員

議長判断ね。そこでひとつのチェック。

◎工村一三委員長

違いました。ごめんなさい。議長判断と違う。

暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

福井委員のおっしゃったとおり、政務活動費の使用に当たっては、議会の中にもありません、その運用のマニュアルというのがありますし、過去の判例等も数多くもう既に出されております。

そのことを当然、事務職と整合性を合わせながらやっていくことはもう私も重要やと思っております。本当に細かい話をするのであれば、いわゆる政党活動と政務活動の、その考え方の違いから、いわゆる費用按分というような考え方で判例が出されたことも過去にはあったかと思えます。

そういった形も含めて、三重県議会のほうでも同じような形で、事務所家賃などでも費用按分があるという話は聞いたことがあるんですけども、同じような形で、伊勢の市議会でももう既につくられております政務活動費の運用の規定、マニュアルをもとにしながら、事務局の判断を仰いで適切に使用されていくことが僕も重要だと思っております。

◎工村一三委員長

この件につきまして、事務局次長から。

●杉原議会事務局次長

政務活動費につきましては、事務局で通帳をお預かりしとるわけなんですけど、基本的には、各会派の会計責任者が通帳を管理していただいておりますというふうな認識で事務局としてはおります。

ですので、その通帳の出し入れについては、各会派の判断でしていただければ、事務局でお金を出させてもらおうと。ただ、その時に、マニュアルがございますので、マニュアルにそって、それが適当かどうかという御相談を受けたときに、事務局としてはアドバイスと言うたらおこがましいんですけども、させていただくということになっております。

通帳からお金を出すにあたっては、議員個人からではなくて、幹事長なり各会計責任者を経て依頼を受けるということになっておりますので、一議員の方が事務局に言っても、事務局としては、各会派で確認してくださいということでしております。それが会派での合意形成というふうに、うちとしてはとらえております。以上でございます。

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。ちょっと私、勘違いしておりました。申しわけございませんでした。

福井委員。

○福井輝夫委員

そういうときに、会派が1人だけといった場合に、そういうときにね、会派としての事務局への相談とか、そういうのもない場合もありますわね。その一会派、一個人が決定して、それでもうオーケーというような部分も、これ、なる可能性はありますからね。

◎工村一三委員長

今、次長のほうで説明ありましたように、通帳を議会事務局のほうで持っていておりますので、その時に整合性を事務局で、マニュアルにそって検討していただくという

ことですので、もし、それがだめな場合はお金がありませんので、政務活動費から。

○福井輝夫委員

先ほど、事務局は、相談があればという言い方をされましたね。相談がなかったら、そのままいくのかなということも出てきますんでね。

◎工村一三委員長

次長。

●杉原議会事務局次長

ちょっと説明がまずかったんですけど、あくまでも政務活動費は各会派に支給されておりますので、事務局が、いい、悪いという判断をするものではないというふうなことです。各会派で自由に使えるお金やという認識に立っております。以上でございます。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

責任は、各会派でと。

ちょっと、早とちりでしたんですけど、基本的に、この骨子の中から、「議員及び」という言葉を除くということを前提に、私、話をさせていただきましたけど、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、議会基本条例骨子案につきましては、「議員及び会派」を表現している部分

につきましては「会派」と修正することといたしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

ほかに骨子案15の政務活動費分について、御意見がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、15政務活動費につきましては、1及び2について、議員及び会派を会派と修正することといたします。

続きまして、22他の条例との関係について、御協議願います。資料には、参考として他市の条例を記載しておりますが、4ページの大津市の議会基本条例では、実質的・最高規範性としての規定がありまして、解説文に、その説明がなされておりますので、あわせて記載しました。また、次のページの会津若松市の議会基本条例では、他の条例との関係については、規定されておりました。

その考え方につきまして、昨年の先進地視察の際に、説明を受けましたので、その内容を記載してございます。

議会基本条例と、他の条例との関係につきまして、御発言がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

最高規範ということですが、会津若松に行ったときに、今やる、この議論の場はもっとやるべき議論があるんじゃないかということで、先送りということで、また、条例は後

で見直したらいんじゃないかというふうな話を聞かせていただいたというふうにと、思っております。

伊勢の場合の骨子につきましても、この文言がはいっておりますが、いかがでしょうか。

他の条例、他の上位という考え方でいくのか、あるいは基本的には条例は、みな平等ですので、実施的には同じラインですけど、特に、こういうふうな呼び方で認識をするということだと思えますけど。

その辺につきまして、いかがでしょうか。

楠木議員、どうでしょうか。

#### ○楠木宏彦委員

基本条例というこの表現だけでも、国の法令で基本法でありますよね。

これですと、特にそこには上位法とかで決めてはないんだけど、やはり、その分野の規範的な部分を決めとる部分やと思うんです。

だからこの基本条例に関してもですね、そういった形で考えればいいと思うんで、本文に書き込むかどうかこれは、どちらかという、特に必要じゃないんじゃないかなというふうに思います。

だから会津若松のこの説明にありますようなそんな内容で、なるほどなと思ったんですけど、確かにこれに書き込むとかか書き込まないとかいった議論をしてもしょうがないんじゃないかと思えますんで、特に何を書くということが、必要がないんじゃないかなと思います。

#### ◎工村一三委員長

今のうちの骨子でいいという考え方ですね。

#### ○辻 孝記委員

楠木委員の話にあったと思うんですけど、先ほど委員長が言われたその骨子案という後の骨子なんですね。

条文にしたときに、どうなるかということなると思うんですよ。

たとえば、どのように考えておるのかなとか、お開きたいとしない。

もしそうゆう案があるのなら先に教えてほしいですし、条文の案があればね。

◎工村一三委員長

条文のは、これから皆さんと。

○辻 孝記委員

そうですね。ただそうゆうことだと思いますので。

◎工村一三委員長

基本的に、条文に骨子として入れるのかどうなんですけど、骨子で入れない場合は条例のほうで入れないという可能性はここでもありますから。

今、特に誰かが言って強引に皆んなでそっちのほう向いてけば別ですけど、現在のところ、骨子案どおりいくと認識しております。

○辻 孝記委員

ちょっと精査してみます。

○福井輝夫委員

その最高規範というのを取り入れるかどうかということですよ。

この骨子、この条例、規範に対する基本的事項を定める条例であり、これが、最高規範のほうをインしとると思うんですけども。

ですんで、最高規範というのをやはり入れやなあなんかどうかということですよ。

入れんより入れたほうが1番はっきりしておるんですけどね。

そこまで必要かなというのはちょっと、そんなにまで必要かなという気はしております。

○上村和生委員

楠木委員言われたようにですね、このままで原案通り、骨子どおりでいいんじゃないか  
と思います。

○野崎隆太副委員長

私としては、以前より立場で申し上げておりますけども、所載に一条例にすぎないと僕  
はこの条例に関しては思っております。

条例というの基本的に横並びで上位法がさらに優先で後発の条例がすべて優先というの  
が、本来の法の考え方でございます。

そういう意味からですねこの基本条例ができたとしても、最高規範なども出す必要が全  
くない、むしろその他の条例で後発のものでより良い条例ができるんであったら、この条  
例を積極的に変えていったらいいと思っておりますんで、むしろ後の条例との整合性を図  
るべきなのかなというぐらいに思ってますんで、最高規範にとって全く必要はない。

不要であるというふうに考えております。この22番の関係性の中でこの条例との整合性  
を図るものっていうのが、どちらを優越性するかっていうのはここには記載がないんです  
けども、私は後から出てきた条例と整合を図るものでこっちのほうを変えていくっていう  
のイメージであれば、このままで問題ないかなと。

そうでなしこの条例によってどっちから出てくるもんか、せままれるんであれば、ここ  
すら不要だと、思っております。

以上です。

◎工村一三委員長

はい、辻委員、よろしいでしょうか。

○辻 孝記委員

そうですね、先ほど副委員長言われたようにですね、その他の条例との関係というのが、ここにうたうのか、例えば最高規範とうたうのか、うたわんのかで変わってくると思うんですよね。

物事と考え、今回どんなふうな条文になってくるのか全然かわってくる話になってくるんで、この条例は議会に議会に関すると書いてあるものですから、それはそれで僕はいいと思っています。全体の条例全部を含める部分ではないかと思しますので、そこんところは最高規範と書くのか、書かんのかで全然、物事が変わってくるので、そこまで必要かというたら僕は必要でないと思います。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、22の他の条例との関係につきましては、骨子案のとおりとするということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○野崎隆太副委員長

議会改革特別委員会としては最高規範性を持たせないというような、認識を確認をぜひいただきたいと思います。

◎工村一三委員長

これにつきましては、いかがでしょうか。

楠木委員、いかがでしょうか。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○上村和生委員

もしも必要であれば、最高規範として必要であるとの、必要となった時はと書いてありますやん。最後のところに。それでいいんじゃないですかね。今のところは、横並びというような考え方でいいんじゃないですかね。

私はそう思いますけどね。

○福井輝夫委員

それでいいと思います。

特に文字上でボンと出してそんなに強調することもないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

ということ、後で必要になってきたら議論すればいいということで、今、決めつけておかないということで。

○福井輝夫委員

はい。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

骨子案のまま残すとなったときに、これはどんな条文でつくることになのかがちょっと見えてこないんですけど、ある意味で、この骨子案の中身読んでると、この基本的事項を定める条例であるということが、これ一つ要るのかなというふうに思いますし、ただ、最高規範ということを入る入れやんと話になった場合は、そこまでしなくてもいいんじゃないかということ言ってるんですけど、それだけなんですね。それ確認できれば、それが、後で議論すればいいんじゃないかといわれるんですが、後からなかなかこの議論、条

文があるから議論できるんですけど、ないとなかなか議論に進まないっていうふうに思うんですね。

◎工村一三委員長

ということは。

○辻 孝記委員

最高規範は入れなくても、他の条例との関係ということを入れておかないと、後、議論ができなくなってくるのかなと思ったんで言ってるんですけど。骨子案のとおりで。

◎工村一三委員長

具体的項目で、どこを残してくと言うことですか。もう一回検討するというか。あるいは。

○辻 孝記委員

条文の問題ですけどね。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時55分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

休憩中にいろいろお話していただきまして、実質、最高規範制だということについて副

委員長のほうからも、提案がございました。

議会改革特別委員会としましては、最高規範制でないという考え方で、この基本条例を定めるということについて、御意見ございましたら。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

異議なしということで、そのように決定いたしていただきます。

それと、この基本条例の骨子案につきましても、修正なしということで、骨子案どおりという、御確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

次に23番、見直し手続について御協議願います。

この項目では、基本、議会基本条例を制定した後、その検証を行うことなどについて規定しております。

見直し手続について骨子案に不足してる点、修正点など、御意見がございましたらお願いいたします。

見直しの手続きということで、7ページを見ていただください。1議会は、この条例の目的が達成しているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正するものとする。2議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例等の改正が必要と認める場合は、適切な措置を講じなければならない。

でしょうか。

不足してる点、修正点がありましたら、お願いします。特にございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、23見直しの手続につきましては、骨子案のとおりとするということに決定いたします。

#### 【4 追加検討項目（A及びC）について】

◎工村一三委員長

それでは、それから次に、事項書「4の追加検討項目（A及びC）について」を議題といたします。

「⑤本会議質問で使用了「パネル」の議事録への掲載」、について御協議願います。

提案された中から提案の趣旨、また具体的な、実施的な実施方法について、御説明をいただきたいというふうに思います。

楠木委員、よろしくをお願いします。

○楠木宏彦委員

はい。本会議です、ね、「パネル」を使って質問したときに、その内容をここに書いてあるみたいなことで表現をしていくと思うんだけど、そうすると、後で議事録を読むとき、その内容がわからない、わかりづらいということもありまして、だから、当然そういう会議の場で、つかった場合には、それを議事録にも掲載すべきと考えます。

ただ、技術的な問題がでてくると思うんです。

でもそのところをどうクリアしていくかという問題やと思うんですけど、会議録というのは印刷されたものと、インターネットにアップされたものがありますから、だか

らどちらにでもアップできるような、することが可能なかどうか、そこらの問題があると思うんですけれども、それを、比較的簡単な処理で済むんでありましたらできれば、やっていただきたいかないただければなと思います。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

お金のほうも、関係してくると思います。この件につきまして少しあの事務局のほうで、現状、あるいは、こうしたらいいんじゃないか、お金が余りかからず出来ますよというふうなところも、検討してもらっていますので、事務局のほうから少し説明をお願いしたいと思います。

伊藤係長。

●伊藤議事係長

パネルの議事録が掲載でございますけれども、まず現状といたしましては、会議録の原本でございますけれども、原本には添付しておりますけれども、副本、総合支所へ図書館、それから各会派におかれましては、添付していない状況でございます。

それから、市議会のホームページに関しましては、会議録の検索閲覧システムがございます。

こちらにつきましては、委託業者のほうに確認をしましたが、会議録の本文、該当部分からパネルにリンクするようなことについては、システムになってやっていくのでございます。

ただ、現在ところホームページにつきましては、定例会ごとに、掲載しますけれども、質疑一般質問のページがございます。

そちら中で使用したパネルについては、閲覧できるようになっております。

それから、今後ですけれども、本日の会議ですね、御決定いただきましたですけども、会議録副本のほうにも、資料として添付をすることができますので、そのように改めさせ

ていただきます。

それから、ホームページのほうですけれども、会議録の該当部分から、やはりそのパネルを見れるようにすることは、費用の面からも大変難しいと考えるので、できる限りその閲覧のページからですね、見えるように、わかりやすくなるようにということで検討されておりますので、御理解賜りますように、お願いいたします。

◎工村一三委員長

楠木議員、いかがでしょうか。

○楠木宏彦委員

今のお話を聞きまして、不可能ではないと、実際に今行われてる部分もあるということと普通なものですから、これを今、おっしゃったように進めていただきたいなと思いますけども。ここで皆様方の合意が得られればですね。

◎工村一三委員長

いかがでしょうか。

○福井輝夫委員

やはりパネルの掲載はですね、やっぱりあったほうが見やすいと思うし、副本のほうにね、それが載せれるのであれば、載せたほうがいいと思います。いろんな一般の人が見た時に、副本を読んだときに、意味が通じないようでは、いかんと思うし、さっきホームページは閲覧のほうから見れるということで、ちょっとその辺の意味がわからないんです。

◎工村一三委員長

事務局もう一回説明をお願いします。

はい、事務局。

●伊藤議事係長

ホームページですけれども、会議録につきましては、今の業者のシステムを使いまして、閲覧検索できるシステムがあるんですけど、そちらで会議録載せております。ただ、こちらのほうにはそのパネルの図面は今載っておりませんもんで、違うページですね、質疑一般質問の通告内容というページがあるんですが、そちらのほうでパネルを使った部分につきましては、そのところにリンクできるようになってますので、質疑一般質問の内容のほうからそのパネルを見れるようになっております。

◎工村一三委員長

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

初心者でも、すぐそちらのほうに見に行けるように、リンクしてあるのか。

改めて、はじめから探していかないかんのか、その辺をやっぱり、閲覧を簡単にしやすいように、リンクしやすいようにね。例えば、最後の文章の最後に、パネルについてはクリックしたら出てくるとか、なんかそういうような対策はしてあるんやろか。

◎工村一三委員長

伊藤議事係長。

●伊藤議事係長

現状なんですけれども、一般質問でありましたりですね、どうことを聞きたいことに全部書いてあるんですけれども、通告内容には書いてあるんですが、通告内容の書いてある文書の後ろにですねパネルということを書いてありますので、そこをクリックすれば、パネルは見えるようになっております。

◎工村一三委員長

基本的にパネルを導入したときにですね、趣旨としては相手の理解をしてもらえるようにわかりやすくするというのと、もう一つは、発言に当たっては、議事録を言うて、発言の内容を確認してくださいと、理解できるようにということでした、これがはあれがというふうな言葉じゃなしに、内容を具体的に、パネルの内容を説明しながら、発言をしていただくということでパネルの使用が導入されたという経緯もありますので、あれがこれがと言われますと、やっぱり、聞いとるほうもわかりにくいと思いますし。

そのためのパネルという説明資料だという解釈でおっていただいて、それを、議事録にどう貼り付けていくかと。

今、議事録でカラーで見やすい部分では、きれいやなというふうにそちらのほうへ目が行くと見るんじゃなしに実質的な議事録という意味において、発言のほうで基本的にはしていただきたいというのは、これを導入したという考え方の基本でした。

この辺も含めて、御理解願いたいというふうに思います。

それをやりますともものすごい多額な費用がかかるとありますので。直接にすることになります。

○福井輝夫委員

ちょっといいですか。そうするとパネルを添付したりリンクしたりすると、そんなに費用かかるの。そんなにかからないんでしょ。

◎工村一三委員長

事務局次長。

●杉原議会事務局次長

会議録検索システム自体が業者の委託になっておりまして、会議録研究所でそこで全国

的に使ってるシステムを利用しておりますので、今、福井委員がおっしゃるようなことをするとカスタマイズということで、別のでのシステムの改築がともなってもらいますもので、そういう意味で、お金がかかるということで、そうしますと伊勢市独自のシステムになってきますので、多額な費用がかかるものと思っております。

会議録その紙を見てもですね、パネルが使われた場合は括弧してパネルを示すというふうなことになっておりますので、その部分だけの紙を見ていただいても、そういう部分になりますので、原本と副本については会議録の末尾に資料という形で添付させていただいて、会議録本文自体の末尾に、パネルの資料がありますよってという部分は書けませんので、ちょっと御理解願いたいと思います。

後、そのシステムでその本文については先ほども申し上げたように、リンクがはれませんが、なるべくそのシステムでパネルがどこにあるかわかるような形で今後検討したいと思いますのでよろしくをお願いします。

#### ◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。

副委員長。

#### ○野崎隆太副委員長

前期の議会改革特別委員会のときもこれ一度は出た話では、確かあったかなと思うんですけども、基本的に先ほど、委員長は、おっしゃるとおりですね。

パネルを参照しなくてもというか、議事録を読んだときにパネルがなくてもわかるような形で議論をしてくださいというのは、あくまでも前提で、前回は載せないということで結論が出されてると思います。

もう一つは今もしホームページとかですね、大きく公開をするとですね、ひとつ、気になるのは、実際その使用された方が出典をどこで引っ張ってきて、著作権は一体だれが持ったのかっていうの正確に把握をして、それをだれがチェックするのかっていうのが、

今の時点では、多分ルールづけが何も無いんじゃないかなと思います。

すべてその議員個人の責任にできてしまってますね、その出典、用語に関しても、事務局で関知しないと。

というような形であればいいかなと思うんですけどもそのあたりが、やっぱり、すべて自分で作成したものじゃないときも、どこかで出てくると思いますんで、そういう意味で余りそのインターネットの本文の中につけたりとかいうのは余りどうかなと思います。

基本的な議事録の中でわかれば、言葉でわかればそれでいいと。

そのための議事録だという中で認識をしておりますんで、そういう形であるのがいいのかなと思います。

#### ◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

これから事務局も一生懸命、このパネルの議事録の記載について今後検討していただけると思いますんで、それで、事務局の説明どおりでとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

#### ◎工村一三委員長

それでは、事務局の説明、あるいは、現在、やっている内容、またこれから調整しようとしていることについて、確認をいただきまして、本文へは無理ということですけど、本文へのリンクは難しいということですので、楠木委員、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、「⑤本会議質問で使用了「パネル」の議事録の掲載」については、提案した、議員さんの趣旨に至らない点もあるかと思いますが、現状、やれる範囲で精いつ

ばいさせていただきますことということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 【5 次の会議のこと】

◎工村一三委員長

次に、事項書5の「次の会議のこと」でございますが、いただきますでしょうか。

4月の13日の水曜日ということ、13時間ということ、開催をしていただひてよろしいでしょうか。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後0時11分

再開 午後0時12分

それでは、議会は、4月の14日木曜日、13時からと、これは、議会開くこととしておく  
いただく内容は、「議会基本条例骨子案について」、「追加検討項目（A及びC）について」  
を中心に、今後、御協議いただくことと決定いたしまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

そのように決定しました。

それではこれではこの程度で委員会を閉会します。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承をお願ひします。

御苦勞さまでございました。

閉会 午後0時13分

傍聴の議員（1名）

藤原清史

上記署名する。

平成28年3月25日

委員長

委員

委員